

事 務 連 絡  
平成29年10月24日

各 位

内閣府地方創生推進事務局  
(提案募集担当)

国家戦略特別区域等における新たな措置に係る規制改革  
事項の集中提案募集の実施について(ご案内)

日頃より地方創生の推進にご理解いただき感謝申し上げます。

さて、産業競争力の強化と国際ビジネス拠点の整備を目的とする「国家戦略特区」制度につきましては、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)第六に基づき、随時地方自治体や民間事業者から幅広く提案を受け付けているところですが、他方、規制改革の実現を加速するため、締切を設け集中的に規制改革事項を受け付ける、いわゆる「集中受付期間」を設けております。

この度、下記の期間を「集中受付期間」として、規制改革事項の提案募集を行いますのでご案内申し上げますとともに、積極的にご提案をしていただければ幸いです。

なお、国家戦略特区と構造改革特区との一体的な運用を図る観点から、同法第38条第1項の規定を踏まえ、本提案募集については、構造改革特区もあわせ提案募集としていることを申し添えます。

また、本件につきまして貴団体の会員の皆様等へ幅広くご案内していただければ幸いです。

#### 記

集中受付期間 平成29年10月24日(月)～12月4日(火)17時迄

提案主体 地方公共団体や民間事業者、個人からの提案も可能です。また、単独での提案や複数(共同)での提案も可能です。

詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/teian.html>

#### 【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局  
担当：横田、萱場、増田、西  
(TEL：03-5510-2466)